

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	療育手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市では、知的障害者福祉法による療育手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和6年6月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	知的障害者福祉法による療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>青森県愛護手帳(療育手帳)制度実施要綱により療育手帳の交付に関する事務を行う。</p> <p>1 療育手帳の交付申請の受理に関する事務 2 申請者への交付決定通知の送付 3 療育手帳の返還に関する事務 4 療育手帳交付者の氏名の変更、転入、転出及び転居に関する事務</p>

2. 特定個人情報ファイル名

療育手帳台帳

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 7の項及び33の3の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条
--------	------------------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【提供の根拠規定】 ・番号法別表第二 10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 総務部 総務課 情報公開グループ 0178-43-2111
-----	--------------------------------------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉グループ 0178-43-2111
-----	---------------------------------------------------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
		[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成33年年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成33年年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報連携 法令上の根拠	【提供の根拠規定】 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第 21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30 条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第 55条、第59条の2 〔第59条の2削除〕	【提供の根拠規定】 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第 21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30 条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第 55条 〔第59条の2削除〕	事後	重点項目評価書の記載項目 のうち別表に定めるものについての変更だが、重要な変更 に当たらないものであるため、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない